

## 消費者安全法施行令改正及び運用について

### 1. 施行令の改正を行った背景及び改正内容

平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定された「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長（以下「知事等」という。）に権限が付与されている報告徴収等の対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大することが決定された。

これを受けて、平成 27 年 11 月 20 日に消費者安全法施行令を改正し、当該改正は平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

### 2. 改正の概要

知事等が事業者に対して報告徴収等を行うことができる場合は以下のとおり。

- ① 都道府県又は市町村の区域内に事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所が所在する場合（※従来の内容）
- ② 上記①に掲げる場合を除くほか、都道府県又は市町村の区域内における消費者安全法第 38 条第 1 項に規定する消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認める場合（※今回の改正で追加した内容）

### 3. 平成 28 年度の権限委任状況

平成 28 年度に新たに 3 の都道府県等に権限を委任し、39 都道府県及び 15 政令市が権限を行使することとなった。

### 4. 執行機関相互の調整

同一の事案に複数の執行機関が権限行使を行う事態になれば、調査が重複して非効率であるほか、事業者にも不必要な負担を強いることとなる。

そこで、このようなリスクを回避するとともに、合同調査により効果的な調査が行えるよう執行機関による調整のルールを整備した。

※ 平成 28 年 3 月 31 日に「消費者安全法第 45 条に基づく調査に係る執行調整について」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）を全ての関係地方公共団体等に送信した。

今後、関係地方公共団体との合同調査を積極的に実施するなど、連携の強化に努めたい。

<執行調整ルールのポイント>

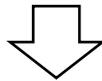
(消費者庁が先行して最初の報告徴収を行う場合)

消費者庁が報告徴収を発出した後、速やかに全ての関係地方公共団体にこれを周知し、合同調査に参加するか否かの検討を依頼する。

(注) 関係地方公共団体とは、消費者安全法第 47 条第 2 項の規定に基づき、同法第 45 条第 1 項の規定に基づく報告徴収、立入調査等の権限を受任している地方公共団体をいう。

(関係地方公共団体の提案により報告徴収を行う場合)

自ら調査事案を選定した地方公共団体は、報告徴収の開始予定日の 15 日以上前に消費者庁に連絡する。その連絡を受けて、消費者庁から全ての関係地方公共団体に、合同調査に参加するか否かの検討を依頼する。



関係地方公共団体の意向を踏まえ、必要な調整を行った上で合同調査体制の案を策定し、体制決定後は合同調査に参加する関係地方公共団体及び消費者庁が協議して調査を進める。

